

市民局指定管理者審査選定委員会議事概要

- 1 日 時 平成27年7月14日（火） 13時～16時
- 2 会 場 さいたま市役所議会棟2階 第5委員会室
- 3 出席者 （委員）横山委員長、岡田委員、近藤委員、藤原委員、榎本委員、金子委員、木村委員
 （所管課）市民総務課、コミュニティ推進課、市民協働推進課
 （事務局）市民総務課

4 諮問内容と答申結果

以下の施設の選考方法案について諮問を受け、議事要旨【結果】のとおり答申した。

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
さいたま市馬宮コミュニティセンター外3施設	4	コミュニティ施設	公募	平成28年4月1日 ～平成33年3月31日
さいたま市東大宮コミュニティセンター外4施設	5	コミュニティ施設	公募	平成28年4月1日 ～平成33年3月31日
さいたま市南浦和コミュニティセンター外5施設	6	コミュニティ施設	公募	平成28年4月1日 ～平成33年3月31日
さいたま市コミュニティセンターいわつき外2施設・さいたま市老人憩いの家ふれあいプラザ(※)	4	コミュニティ施設	公募	平成28年4月1日 ～平成33年3月31日
さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター	1	コミュニティ施設	公募	平成28年4月1日 ～平成33年3月31日
さいたま市市民活動サポートセンター	1	市民活動支援施設	公募	平成28年4月1日 ～平成33年3月31日
さいたま市ホテル南郷	1	保養施設	公募	平成28年4月1日 ～平成32年3月31日
さいたま市六日町山の家	1	保養施設	公募	平成28年4月1日 ～平成30年3月31日
さいたま市新治ファミリーランド	1	保養施設	公募	平成28年4月1日 ～平成32年3月31日
さいたま市見沼ヘルシーランド	1	保養施設	公募	平成28年4月1日 ～平成32年3月31日

(※) さいたま市コミュニティセンターいわつき外2施設・さいたま市老人憩いの家ふれあいプラザは一体での審査を提案しておりますが、さいたま市老人憩いの家ふれあいプラザは保健福祉局所管施設のため、選考方法案については保健福祉局で審査しています。

5 議事要旨

(1) 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

委員長を互選により選任した後、委員長より委員長職務代理者を指名した。

【結果】

委員長には、法律的視点もあり、客観的な立場からまとめていただける方として、横山委員が選任された。委員長職務代理者には、企業の健全性、財務状況の観点から審査ができるとして近

藤委員が指名された。

(2) コミュニティセンター (19 施設) 指定管理者の選考方法案について

(コミュニティ推進課所管施設)

コミュニティセンター5グループ、19施設については、募集方法、指定期間、選定基準など、選考方法案において同一の内容が多いため、一括で審査を行うこととし、所管課から、以下の内容について説明を受けた。

■ 19 施設の内訳、グルーピング

① さいたま市馬宮コミュニティセンター外 3 施設

(馬宮コミュニティセンター、西部文化センター、宮原コミュニティセンター、日進公園コミュニティセンター)

② さいたま市東大宮コミュニティセンター外 4 施設

(東大宮コミュニティセンター、七里コミュニティセンター、片柳コミュニティセンター、高鼻コミュニティセンター、大宮工房館)

③ さいたま市南浦和コミュニティセンター外 5 施設

(南浦和コミュニティセンター、与野本町コミュニティセンター、上峰コミュニティホール、西与野コミュニティホール、下落合コミュニティセンター、浦和コミュニティセンター)

④ さいたま市コミュニティセンターいわつき外 2 施設・さいたま市老人憩いの家ふれあいプラザ

(コミュニティセンターいわつき、岩槻駅東口コミュニティセンター、ふれあいプラザいわつき、老人憩いの家ふれあいプラザ)

⑤ さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター

◇多くの事業者の応募を得るためには単館での募集が望ましいが、コミュニティセンター間の利用者の交流、管理運営の効率性、施設数や配置等の効率性を考慮し、グルーピングを行った。

◇保健福祉局所管施設である老人憩いの家ふれあいプラザは、ふれあいプラザいわつきに併設しており施設運営の効率性を考慮し一括で事業者を募集することとした。

◇武蔵浦和コミュニティセンターはサウスピア全館管理の他、駐車棟などがあり施設規模が大きいため単独での募集とした。

■ 募集区分

①は4施設一括、②は5施設一括、③は6施設一括、④は4施設一括(うち、さいたま市老人憩いの家ふれあいプラザは保健福祉局所管施設)、⑤は単独とする。

■ 施設概要

施設により多少の差異があるが、多目的ホール、音楽室、集会室、調理室、和室などを備える。

■ 業務内容

◇施設管理に関する業務

◇施設運営に関する業務

◇施設の設置目的を達成するために必要な業務

■指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日(5年間)

■指定管理者の選考方法(公募・非公募)

公募とする。

■募集要件

◇事務所の所在地がさいたま市内にあること

◇コミュニティ施設(同等施設を含む)の管理運営業務を3年以上継続していること

■選定基準(審査項目・配点)

当該施設の管理では、生涯学習機能、地域交流機能、地域支援機能を最大限発揮させるための共同運営組織「地域連絡協議会」の重要性を十分認識し、活用する意識について、配点のウエイトを3倍とした。

■管理経費等

◇利用料金制は導入しない。

◇既存コミュニティセンターにおける指定管理業務を行う事業者からの参考見積を聴取し、算出した。

【質疑等】

Q 指定管理料の表にある「文化事業収入」、「その他収入」とは。

A 文化事業収入は指定管理者が行う講座に係る実費負担額に係る収入。その他収入は、利用者が使用した複写機代。

Q 地域連絡協議会とはどのようなものか。

A 利用者、地域関係者、NPO等からなる協議会であり、その設置、運営を指定管理者の業務としている。

Q 協議会の開催状況の確認はどのように行うか。

A 協議会の会議録を市に提出してもらい、確認をする。

Q 指定管理者が協議会を設置すると広く市民の参加が得られないのではないか。

A 指定管理者は自治会等広く声をかけていると認識している。

Q 資格要件をどのように変えたか、そのことでどのような変化があるか。

A 複合公共施設の管理実績ではなく、コミュニティ機能施設の管理実績と緩和させた。条件を緩和したことで広く多くの事業者の応募が見込める。

Q ④には老人福祉施設が含まれているが、コミュニティセンターの資格要件で業務が行えるのか。

A 所管課である高齢福祉課と調整、確認をしている。

Q 武蔵浦和コミュニティセンターの今指定管理期間が2年余りと短い。

A 前回の選定時に、他のコミュニティセンターの指定管理期間の終期に合せたため。

Q 公募の方法は。

A ホームページ及び各区役所情報公開コーナーに配置する。

【結果】

所管課の意見に対する異論はなかったため、所管課の案のとおり承認することに決定した。

(3) 市民活動サポートセンター指定管理者の選考方法案について

(市民協働推進課所管施設)

所管課から以下の内容について説明を受けた。

■募集区分

単独とする。

■指定管理者の選考方法(公募・非公募)

公募とする。

■指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日(5年間)

■施設概要

《所在地》さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階

《規模》延床面積 3,231 平方メートル(うち、指定管理者が管理する区域は 2,655 平方メートル)

《主な施設》総合案内、団体ロッカー、メールボックス、多目的展示コーナー、ラウンジなど

■業務内容

◇市民活動に関する活動の場の提供

◇市民活動に関する交流の促進

◇市民活動に関する情報の収集及び提供

◇市民活動に関する相談

◇協働の推進

◇市民活動の支援及び協働の推進の地域展開

◇センターの運営管理

■募集要件

◇事務所の所在地がさいたま市内にあること

◇応募時点で3年以上継続活動を行っている法人その他の団体であること

■選定基準(審査項目・配点)

事業計画の実施に関する項目について、配点のウエイトを2倍とした。

■管理経費等

利用料金制は導入しない。

■その他

事業者選定に係るプレゼンテーションを公開で行う。

【質疑等】

Q 指定管理者が施設を管理しながら事業を行うということを、どのようにイメージしているか。

A 市民活動サポートセンターの施設管理は、主に当課が行い、指定管理者は利用者への対応や事業の実施を行う。また、あらたに指定管理業務として加えた「協働の推進事業」についても、積極的に取り組んでもらいたいと考えている。

Q 指定管理者はハード面の管理と思っていたが。

A 市民活動サポートセンターは、ハード管理は市が行い、指定管理者にはソフト事業を担ってもらう。

Q 管理費は施設管理ではなく運営費用と考えていいのか。

A 指定管理者は、受付や施設運営を担い、施設管理はコムナーレ(建物 8~10 階)を一括して当課が行うので、管理費はそのような費用となる。

【結果】

所管課の意見に対する異論はなかったため、所管課の案のとおり承認することに決定した。

(4) さいたま市ホテル南郷指定管理者の選考方法案について

(5) さいたま市六日町山の家指定管理者の選考方法案について

(6) さいたま市新治ファミリーランド指定管理者の選考方法案について

(市民総務課所管施設)

ホテル南郷、六日町山の家、新治ファミリーランドの3施設については、募集方法、指定期間、選定基準など、選考方法案において同一の内容が多いため、一括で審査を行うこととし、所管課から、以下の内容について説明を受けた。

■募集区分

3施設とも単独とする。

■指定管理者の選考方法(公募・非公募)

3施設とも公募とする。

■指定期間

<ホテル南郷・新治ファミリーランド>

平成28年4月1日から平成32年3月31日(4年間)

<六日町山の家>

平成28年4月1日から平成30年3月31日(2年間)

■施設概要

<ホテル南郷>

《所在地》 福島県南会津郡南会津町

《主な施設》 客室21室、売店、食堂、浴室など

■業務内容

- ◇施設管理運営に関する業務
- ◇安全衛生を確保する業務
- ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務

■募集要件

ホテル南郷に類似又は宿泊を目的とした施設の管理運営業務を5年以上継続して行っていること

■選定基準(審査項目・配点)

施設の安全管理、衛生管理及び利用率向上のための自主事業提案について、配点のウエイトを2倍もしくは3倍とした。

■管理経費等

- ◇利用料金制を導入する。
- ◇現指定管理者の実績を基に、利用者年3%の増加及び消費税増税を見込んだ額としている。

<六日町山の家>

《所在地》 新潟県南魚沼市

《主な施設》 客室 20 室、売店、食堂、浴室、テニスコートなど

■業務内容

- ◇施設管理運営に関する業務
- ◇安全衛生を確保する業務
- ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務

■募集要件

六日町山の家に類似又は宿泊を目的とした施設の管理運営業務を5年以上継続して行っていること

■選定基準(審査項目・配点)

施設の安全管理、衛生管理及び利用率向上のための自主事業提案について、配点のウエイトを2倍もしくは3倍とした。

■管理経費等

- ◇利用料金制を導入する。
- ◇現指定管理者の実績を基に、利用者年3%の増加及び消費税増税を見込んだ額としている。

<新治ファミリーランド>

《所在地》 群馬県利根郡みなかみ町

《主な施設》 コテージ、バンガロー、温泉棟など

《開設期間》 4月1日から11月30日

■業務内容

◇施設管理運営に関する業務

◇安全衛生を確保する業務

◇施設の設置目的を達成するために必要な業務

■募集要件

新治ファミリーランドに類似又は宿泊を目的とした施設の管理運営業務を5年以上継続して行っていること

■選定基準(審査項目・配点)

施設の安全管理、危機管理及び利用率向上のための自主事業提案について、配点のウェイトを2倍もしくは3倍とした。

■管理経費等

◇利用料金制を導入する。

◇現指定管理者の実績を基に、利用件数年3%の増加及び消費税増税を見込んだ額としている。

【質疑等】

Q 事業者の所在地は不問なのか。

A 多くの事業者が応募できるよう、所在地は要件に入れていない。

Q 指定管理料は、見込まれる経費から利用料金収入を引いた額となるのであれば、指定管理者は管理経費を削減しようとしなくなるのではないか。

A 利用料金制を導入しているので、収入を増やし支出を減らせば事業者の収益となり、インセンティブとなるので、そのようなことはないと考えている。

Q 新治ファミリーランドを学校行事では使わないのか。

A 福島県に課外活動施設があるので、林間学校等での利用はない。

【結果】

所管課の意見に対する異論はなかったため、所管課の案のとおり承認することに決定した。

(7) さいたま市見沼ヘルシーランド指定管理者の選考方法案について

(市民総務課所管施設)

所管課から、以下の内容について説明を受けた。

■募集区分

単独とする。

■指定管理者の選考方法(公募・非公募)

公募とする。

■指定期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日(4年間)

■施設概要

《所在地》さいたま市緑区大字大崎322-1

《主な施設》浴室、大広間、マッサージ室、温水プール、アスレチックジムなど

■業務内容

◇施設管理運営に関する業務

◇安全衛生を確保する業務

◇施設の設置目的を達成するために必要な業務

■募集要件

◇事務所の所在地がさいたま市内にあること

◇温浴施設、プール、アスレチックルーム等の施設の管理運営業務を5年以上継続して行っていること

■選定基準(審査項目・配点)

施設の安全管理、衛生管理及び利用率向上のための自主事業提案について、配点のウエイトを2倍もしくは3倍とした。

■管理経費等

◇利用料金制を導入する。

◇現指定管理者の実績を基に、利用者年3%の増加及び消費税増税を見込んだ額としている。

【質疑等】

Q 申請資格要件にある温浴施設、プール、アスレチックジムの管理運営経験は、すべて満たす必要があるか。

A 満たす必要がある。民間のスポーツジムにもすべての設備を有している施設があり、すでにそのような事業者から問い合わせをいただいている。

Q 指定管理料で見積もる経費が4年間とも増額となっているが。

A 現指定管理期間において年3%程度の利用者増の実績があり、今後も増加すると想定して見積もりをしている。

【結果】

所管課の意見に対する異論はなかったため、所管課の案のとおり承認することに決定した。

以上